

## 日本にフェアユースはなじむか

山田健太

著作権委員会

ネットワーク社会となった今日、世界経済と流通は情報の渦の中に埋没し、必要且つ正確な情報の把握や運用が難しい時代になっている。アジア太平洋地域に関しては、昨年来継続して開催されてきた環太平洋経済連携協定（TPP）の日米間交渉が難航し、米オバマ大統領の来日時（4月24日）の首脳会談においても早期妥結に向けた閣僚級の交渉継続を確認するにとどまった。

中国、韓国をはじめとする日米安全保障条約と合わせ、日本を取り巻く環境が大きく揺らいでいる今日、TPP関連では知的財産分野における米国主導型交渉の先行きが大変気がかりである。

そこで今回、流通の加速化に伴うアメリカの「フェアユース」導入になった時点を考え、アメリカの「フェアユース」について、造詣の深い専修大学教授、山田健太さんに以下の観点から著作者や写真家への影響も含め、写真家に解りやすい解説をお願いした。

米国の考え方や制度は世界ではどういう位置づけにあるのか、EUでは、アメリカのフェアユースをどのようにとらえているか、欧州とアメリカの著作権の考え方の違い、英国等という「フェアディール」のの違いは、アメリカ型のフェアユースが日本に導入された場合の著作者、写真家への影響は、そして、「TPP」との関連性はといった観点から「アメリカにおけるフェアユース」についての理解を深めていただく機会にしたいものである。

（著作権委員会）

著作権とは表現の自由の問題である、といってもピンとこないだろうから、少し大きな話から始めてみたい。表現の自由の対抗的利益として大きく、国家・社会・個人の利益が考えられる。たとえば、国の安全は国家的利益だし、街の美観維持は社会的利益といえるだろう。したがって、政府のヒミツを暴露したとか、ハダカが公序良俗に反するなどとして、1枚の写真をめぐる写真家が捕まるということも起こりうるわけだ。同様に、個人的利益の代表例は、名誉やプライバシーで、これらを毀損したり侵害するような写真は罪に問われることになる。何気ないカットが被写体の肖像権を侵害するとして手痛い出費を強いられることにもなりかねない。

## 著作権の「例外」設定と表現の自由の「原則」

そして「著作権」もまた、この個人的利益の1つとして守られるということになる。したがって、作者が作品をわが子のごとく愛おしく思う気持ちは、著作者人格権あるいは著作財産権として法的に守られている。

しかし一方で、文化の継承や発展の観点からは、個人的利益をあまりに強く守りすぎると、せっかくの創造物を社会で共有できず、宝の持ち腐れになってしまいかねない。そこで、両者の間には適度のバランスが求められることになる。

その結果、多くの国ではいくつかの「例外」を設定して他人の作品を一定程度自由に利用できるようにし、その結果として自己の人格形成に役立てたり、社会全体の利

益に寄与することを考えている。これらはまさに、表現の自由の意義そのものでもあるわけで、その点からは自由な利用を認めることは表現の自由の「原則」に戻すことともいえることになる。

この時に、「例外」を強調するか「原則」を優先するかで社会の制度が異なってくるわけで、日本は前者の立場にあることから、相当程度厳格に自由利用の場面を限定して、著作権を保護している。具体的には、報道目的、教育目的、裁判目的など、報道機関のストレートニュースや、学校または図書館、裁判における資料や情報公開請求した場合の開示資料など、誰でも簡単に想像できるような事項が法律上に列挙されて、そうした利用法に限り著作者の許可を得ることなく、一般には対価を払うことなく利用できることになる。

あえて上記に入れなかったが、もちろんもっとも有名な利用のシーンは「私的利用」で、自分のためだけにひっそりと活用している限りにおいて、人のものを自由にコピーしても誰からもお咎めを受けることはない。もちろん、それがオープンになった瞬間、それらは無断複製、剽窃等々と著作権違反になることは言うまでもない。

これに対して、アメリカを代表とする一部の国では「フェアユース（fair use、公正利用）」と呼ばれる、いわば「公共利用」ならば自由に使えるようにしようといった考え方が採用されている（米国著作権法 107 条）。先ほどの「原則」に忠実になれば、著作物として著作者に一定の権利があるに

しても、あくまで原則は自由に利用できるものであって、そのバランス(基準)は社会的利益に合致する、すなわちくみんなのため>に活用するのであればよい、とするものだ。

この結果、日本では個別具体的に限定された利用法のみが許されていて、それ以外はほぼ絶対に認められない構図になっているのに対し、アメリカでは利用者は自分の意志で「公共的な利用方法だ(原作者に市場で悪影響がない)」と思えば、いつでも自由に他人の著作物を使うことができることになる。その「歯止め」は裁判所に委ねられており、勝手に使われた著作権者が自分の権利(著作権)を守るために裁判に訴えることで、司法判断として許されるか否かが決まることになる。訴訟社会ならではの社会的解決法であり、判断基準の決め方もいえる。

### グーグルにおけるフェアユースの考え方

こうした制度の裏には、アメリカではもともと「著作権」は「コピーライト(copy rights)」で、著作財産権のことを意味し、人格権としての著作権(著作者人格権)は存在しなかったことも関係があるとされている。したがって、上記の不正利用を訴える裁判においても、自身の財産権侵害を主張することになるのが一般的だ。それはまた、表現の自由に関する憲法上の規定で、「表現の自由を保障する」と定める日本と、「表現の自由を阻害するような法令を制定してはいけない」とするアメリカの違いともいえるだろう。

どちらが絶対的に正しい、というものではないものの、間口を広く開いたうえで絞り込む方法と、特別に許可されたところだけに小さな穴をあける方法では、全く考える方向性は逆であることに気づいてもらえるのではないか。少なくとも日本では、フェアユースの導入に躊躇するのは、こうした根本的な「最初の1歩」に大きな違いがあるからだ。

通常は海を隔てた国の話で、直接、私たちに関係してこないはずであるが、デジタル時代を迎え、表現物がインターネットを通じて世界中を行き来するようになったことで、別の国の話とは言っていられなくなっている。たとえば、2000年代後半から起きたグーグルが提供するサービスの一つである「ブック検索」を巡る訴訟がある。そこではグーグルが、図書館の所有する蔵書(出版物)を著作者の意思とは関係なく「勝手に」にスキャンし、そのデジタルデータを「勝手に」に公開するというを行ったからである。結果として、ネット上で仮想の図書館が生まれ、私たちは家に居ながらにして世界中の本が読めるという夢のような世界が実現するはずであった。

グーグルは裁判において当初は明言していなかったが、まさにフェアユースの考え方に則ったといえるだろう。これに対し、米国をはじめ、日本を含む世界中の作家や出版社が声を上げ、裁判として争われることとなった。結果として英語圏を除いて、グーグル公開データは制限されることになり(スキャンしたデジタルデー

タ自体は保有し続けているが)、日本の場合でいえば、ブック検索自体はサービス提供されているものの、書籍の一部もしくは全部公開は著作権者の許諾を得たもの以外は原則行われていない。

### 写真著作権(物)とフェアユースの関係

もともと写真集は対象外であったので、写真家の間ではあまり大きな問題にならなかった節もあるが、いったん世に出た著作物(出版物)が誰のものかを問う、ターニングポイントになる事件であった。裁判自体はまだ最終決着がついていないものの、事実上、そしてなにより世間では、作者を含む多くの人々がグーグルの行為を支持し、ネット上で自由に著作物を読める状況を望んだことが重要である。

すなわち、インターネットによって著作物の公開・非公開を、だれもが自分の手で容易に行えるようになったことで、著作権法は一部の著作者や権利者のための「業界法」から、誰もが関係する「お茶の間法」に変質したのである。また同時に、デジタル化によって劣化することなく、これまた誰でもが容易にコピーすることが可能になって、個別例外規定が無効化する事態が急速に進行している。

そうしたなかで、一般例外規定と呼ばれる「フェアユース」が脚光を浴びて、日本でも導入しようという声が高まっているわけだ。あるいは、米国のフェアユースより目的が多少絞り込まれ、制限的な英国のフェアディール(fair dealing)なら日本でも適用可能ではないかとの声もある。しかし現実的には、日本では著作権者である写真家や作家の法的地位がきちんと守られているとは言い難い面があるほか、なによりも日常的に権利の争いを裁判所に判断を委ねるといった社会的制度ができていない。そうしたことから予測可能性にも乏しく、いったいどこまでが良くてどこからが悪いのかが、曖昧になってしまう可能性がきわめて高いといえるだろう。

したがって、少なくとも当面の間は、現行の個別的な例外規定によって限定的に利用を認める手法を継続しつつ、作り手であり送り手である写真家は、デジタル・ネットワーク時代に対応した作品の発表方法を提案していく必要があるだろう。そのひとつは、「自由利用」と呼ばれる方法で、特定の作品については利用者が一定のルールを守れば自由に使ってもらえるようにするなどである。これはいわば、フェアユースの進化型ともいえるだろう。

略歴：山田健太(やまだ・けんた)

専修大学人文・ジャーナリズム学科教授。専門は言論法、ジャーナリズム論。日本ペンクラブ理事・言論表現委員長ほか。大学では日本写真家協会と協力講座「報道写真論」を展開中。近著に、『3.11とメディア～新聞・テレビ・WEBは何をどう伝えたか』(トランスビュー)、『言論の自由～拡大するメディアと縮むジャーナリズム』(ミネルヴァ書房)、『ジャーナリズムの行方』(三省堂)、『法とジャーナリズム 第2版』(学陽書房)、『現代ジャーナリズム事典』(三省堂、監修)など。